

決裁区分

戊

令和8年度

公共下水道事業

(認証)

高知市公共下水道事業計画変更委託業務(R8－1) 見積参考資料

・「見積参考資料」は、入札参加者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではありません。
・入札においては、「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公平性が確保される範囲で入札事務を継続するものとします。
・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合があります。

委託業務場所 高知市

委託業務日数 日

着 手 令和 年 月 日

完 了 令和 9 年 3 月 15 日

下水道整備課

設 計 金 額

円

内 訳

業 務 価 格

円

消費税及び地方

消費税相当額

円

委託業務対象金額

円

消費税及び地方消費

税相当額抜きの

委託業務対象金額

円

摘要

委託業務の概要

- 下水道法による事業計画変更 1 式
- 公共下水道区域の見直し 1 式
- 都市計画法事業認可申請図書作成 1 式

委託業務理由

令和4年度高知市公共下水道基本計画に基づき策定している、高知県浦戸湾東部流域下水道関連高知市公共下水道事業計画・高知市公共下水道事業計画(瀬戸処理区)について、近年の社会情勢および本市の財政状況を勘案した、経済的かつ効率的な施設整備を図るため、事業計画の変更を行うものである。

委 託 業 務 設 計 条 件 一 覧 表

■ 諸経費等条件

- 単価表での千円丸めは行っていない。
- 業務価格が一万円丸めになるように、一般管理費にて経費調整を行っている。
- 電子成果品作成費は、「下水道用設計標準歩掛表 令和8年度 ー第3巻 設計委託ー」の下水道基本計画策定に準ずるものとする。
- 積算単価適用日 令和8年7月1日

諸 經 費 計 算 情 報	
---------------	--

[illegible]

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
設計業務					
設計協議					
下水道法による事業計画変更					明細表 第1号
	式	1			
公共下水道区域の見直し					明細表 第2号
	式	1			
都市計画法事業認可申請図書作成					明細表 第3号
	式	1			
直接経費					
電子成果品作成費					
	式	1			
直接原価					

委 託 費 内 訳 表

[illegible]

明細表 第 1号
下水道法による事業計画変更

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
基本事項の検討					単価表 第 1 号
	式	1			
污水管きょ計画					単価表 第 2 号
	式	1			
雨水管きょ計画					単価表 第 3 号
	式	1			
汚水ポンプ場計画					単価表 第 4 号
	式	1			
終末処理場計画					単価表 第 5 号
	式	1			
下水処理による水質向上の見通し					単価表 第 6 号
	式	1			
提出図書の作成					単価表 第 7 号
	式	1			
設計協議 初回, 中間3回, 最終					単価表 第 8 号
	式	1			
1 式 当り					

明細表 第 3号
都市計画法事業認可申請図書作成

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
計画図					単価表 第 10 号
	式	1			
申請書					単価表 第 11 号
	式	1			
参考図書					単価表 第 12 号
	式	1			
まとめと照査					単価表 第 13 号
	式	1			
1 式 当り					

単価表 第 1号

基本事項の検討

単価表

(1)

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
理事・技師長	人	1. 000			人件費
主任技師	人	2. 000			人件費
技師 (A)	人	3. 000			人件費
技師 (B)	人	3. 000			人件費
技師 (C)	人	1. 000			人件費
技術員	人	1. 000			人件費
	(	1	式 当り		)

単価表 第 2号

汚水管きよ計画

単価表

(1)

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
理事・技師長	人	0.351			人件費
主任技師	人	1.446			人件費
技師(A)	人	2.914			人件費
技師(B)	人	7.498			人件費
技師(C)	人	9.128			人件費
技術員	人	2.841			人件費
	(	1	式 当り		)

単価表 第 3号

雨水管きょ計画

単価表

(1)

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	2.500			人件費
技師(A)	人	5.000			人件費
技師(B)	人	5.000			人件費
技師(C)	人	3.000			人件費
技術員	人	1.000			人件費
	(	1	式 当り		)

単価表 第 4号

汚水ポンプ場計画

単価表

(1)

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	1.000			人件費
技師(A)	人	6.000			人件費
技師(B)	人	5.000			人件費
技師(C)	人	5.000			人件費
	(	1	式 当り		)

単価表 第 5号

終末処理場計画

単価表

(1)

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	1.500			人件費
技師(A)	人	8.500			人件費
技師(B)	人	7.000			人件費
技師(C)	人	7.000			人件費
	(	1	式 当り		)

単価表 第 6号

下水処理による水質向上の見通し

単価表

(1)

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	1. 000			人件費
技師(A)	人	5. 000			人件費
技師(B)	人	4. 000			人件費
技師(C)	人	4. 000			人件費
	(	1	式 当り		)

単価表 第 7号

提出図書の作成

単価表

(1)

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	3.500			人件費
技師(A)	人	6.500			人件費
技師(B)	人	6.000			人件費
技師(C)	人	3.000			人件費
技術員	人	1.000			人件費
	(	1	式 当り		)

単価表 第 9号

公共下水道区域の見直し

単価表

(1)

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	2.500			人件費
技師(A)	人	2.500			人件費
技師(B)	人	3.000			人件費
技師(C)	人	3.000			人件費
	(	1	式 当り		)

単価表 第 10号

計画図

単価表

(1)

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	0.500			人件費
技師(A)	人	1.000			人件費
技師(B)	人	1.500			人件費
技師(C)	人	2.500			人件費
技術員	人	3.500			人件費
	(	1	式 当り		)

単価表 第 11号

申請書

単価表

(1)

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	0.500			人件費
技師(A)	人	1.500			人件費
技師(B)	人	1.000			人件費
技師(C)	人	1.000			人件費
	(	1	式 当り		)

単価表 第 12号

参考図書

単価表

(1)

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.500			人件費
技師(B)	人	1.000			人件費
技師(C)	人	2.500			人件費
技術員	人	3.500			人件費
	(	1	式 当り		)

高知市公共下水道事業計画変更委託業務（R8-1）

[一般仕様書]

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は高知市における公共下水道事業を施行するにあたり、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第4条及び都市計画法第60条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当たって高知市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 照査技術者届
(ホ) 管理技術者経歴書 (ヘ) 照査技術者経歴書 (ト) 職務分担表
(チ) 完了届 (リ) 納品書 (ヌ) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

(2) 受注者は、契約金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認（署名・押印及び電子メールアドレスの記入）を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録すること。また、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、提出の期限は以下のとおりとする。

①受注時登録データの提出期限は契約締結後10日以内とする。

②完了時登録データの提出期限は業務完了後10日以内とする。

③業務履行中に受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務の技術上の管理を行うに必要な能力を有し、かつ次のいずれかの要件を満たすものであること。
 - ①技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有する者。
 - ②一般社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM 登録簿」に登録されている者（下水道）
- (3) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議に出席しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。
- (5) 管理技術者は、業務が完了するまで原則として変更できない。病床、死亡、退職等やむを得ない理由で変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、高知市の了承を得なければならない。

1.10 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有する者でなければならない。また、照査技術者は管理技術者同一の者が兼務することはできない。

業務における基本事項の照査は、「照査設計要領」（旧建設省大臣官房技術調査室制定）に基づき実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は、業務完了に伴って照査結果をとりまとめる照査報告書に含め、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者が確認のもと、提出資料に含むものとする。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務完了後に高知市の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、高知市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1.14 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.15 参考資料の貸与

高知市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続によって貸与する。

1.16 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、高知市、受注者協議の上、これを定める。

第2章 設計・図書の作成

2.1 一般的事項

受注者は、設計及び図書の作成に当り、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の基本計画等の各種計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的效果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じた時は遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打合せの後、施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、重要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連性のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2.4 設計

受注者は、高知市により提供した資料、受注者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、事業計画申請書等の提出図書を作成するものとする。

2.5 図書の作成

受注者は、高知市の提供した資料、受注者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を、十分検討した後、関係法令を遵守し、別紙「対象範囲」に基づき作成するものとする。

2.6 まとめと照査

作業項目における方針の確定、確認ならびに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は次のとおりとする。

- (1) 下水道法事業計画変更協議申出図書（流域関連・単独）
 - (イ) 事業計画書 A4判製本 20部
 - (ロ) 事業計画説明書 A4判製本 20部
 - (ハ) 下水道計画一般図(汚水)（縮尺 1/20,000 程度）
 - (ニ) 主要な管渠の区画割施設平面図（汚水）（縮尺 1/2,500 程度）
 - (ホ) 主要な管渠縦断面図（汚水）（縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/1,000 程度）
 - (ヘ) 主要な管渠の流量計算書
 - (ト) 計画降雨浸水防止区域図（縮尺 1/15,000 程度）
 - (チ) その他参考図書
- (2) 都市計画法事業認可申請図書
 - (イ) 申請書 A4判製本 5部
 - (ロ) 計画書 A4判製本 5部
 - (ハ) 資金計画書 A4判製本 5部
 - (ニ) 事業地を表示する図面

- | | |
|--|-----------|
| ①下水道計画一般図（縮尺 1/20,000 程度） | 白焼き着色 5 部 |
| ②主要な管渠の施設平面図（汚水）（縮尺 1/2,500 程度） | 白焼き着色 5 部 |
| ③管きょ平面図（縮尺 1/500 程度） | 白焼き着色 5 部 |
| （ホ）設計の概要を表示する図面 | |
| ①区画割平面図（縮尺 1/2,500 程度） | 白焼き 5 部 |
| （ヘ）その他参考図書 | |
| (3) 打合せ議事録 | |
| (4) 電子成果品一式 | |
| (5) 電子成果品一式成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ高知市と協議する。 | |
| (6) 製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。 | |

3.2 概要報告書

本業務に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、業務の目的、区画割平面図、縦断面図、横断面図、流量計算書、概略工法検討等 3.1 の図書をまとめるものとする。

第 4 章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- (2) 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
- (3) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (10) 既存施設を活用した段階的高度処理の普及ガイドライン（案）（国土交通省）
- (11) 高知市下水道標準構造図

〔特記仕様書〕

1. 特記仕様の適用範囲

本仕様書は、「一般仕様書」の第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、本仕様書に記載されていない事項は一般仕様書による。

2. 業務の概要

高知市公共下水道事業計画（瀬戸処理区）について、事業期間の延伸を図るとともに、計画降雨浸水防止区域図を追加するものである。また、高知県浦戸湾東部流域下水道関連高知市公共下水道事業計画については、上記に加え、近年の社会情勢および本市の財政状況を勘案した、経済的かつ効率的な施設整備を図るための変更を行い、下水道法第4条に基づく事業計画の変更申請図書を作成する。

3. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

（1）下水道法に基づく事業計画

①－1 高知県浦戸湾東部流域関連公共下水道

計画区域の変更（面積：拡大 76.5ha、削除 44.8ha、区域は別添位置図のとおり）

※面積については、公共下水道区域の見直し結果により増減する可能性有。

事業期間の延伸（令和8年度末⇒令和13年度末）

雨水計画の変更なし

①－2 単独公共下水道（瀬戸処理区）

事業期間の延伸（令和8年度末⇒令和13年度末）

計画区域の変更なし

雨水計画の変更なし

②計画降雨浸水防止区域図作成

計画降雨の内水浸水想定区域図（別途作成済み）をもとに、処理分区の名称、凡例等を追加し、計画降雨浸水防止区域図を作成する。

※内水浸水想定区域図は shp データにて提供する。

（市区町村名及びその境界線、処理分区の境界線、計画降雨の水深含む。シミュレーション業務は不要。）

（2）公共下水道区域の見直し

公共下水道の未整備区域において、公共下水道と合併処理浄化槽の有する特性等を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を行い、公共下水道として整備することが妥当か検証する。（検討範囲：230.5ha）

（3）都市計画法に基づく事業認可

上記の事業計画変更に伴う申請図書等作成。

4. その他特記事項

高知市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の改正を令和9年3月市議会に諮るため、令和8年12月中旬には処理区域、処理人口、1日最大汚水量を確定すること。

以下の計画等の内容を十分確認した上で、本業務を行うこと。

（1）高知市公共下水道基本計画説明書（令和4年度）

（2）高知市生活排水処理構想（令和5年度）

（3）高知市公共下水道事業経営戦略（令和3年度）

（4）高知県浦戸湾東部流域関連高知市公共下水道事業計画変更協議申出書（令和7年度）

（5）高知県浦戸湾流域別下水道整備総合計画（令和3年度）

（6）高知市下水道ストックマネジメント計画（令和7年度）

（7）水再生センター再構築計画（令和2年度）

（8）その他本業務に関係する図書

対象範囲

■下水道法事業計画図書の作成

作 業 項 目	備 考
1. 基本作業の確認	
小計	
2. 基礎調査	
2-1 関連計画の資料収集・整理	
2-2 下水道整備・維持管理状況の確認	
2-3 まとめと照査	
小計	
3. 基本事項の検討	
3-1 事業計画区域及び計画フレームの設定	
3-2-1 計画汚水量、汚濁負荷量の算定	流域関連公共下水道の区域拡大・削除及び事業期間の延伸に伴うもの。
3-2-2 計画汚水量、汚濁負荷量の算定	単独公共下水道（瀬戸処理区）の事業期間の延伸に伴うもの。
3-3 まとめと照査	
小計	
4. 汚水管きょ計画	
4-1 測量（別途計上）	
4-2 施設設計・点検の基本方針	
4-3 枝線ルートの設定	
4-4 区画割及び面積測定	拡大：三里分区（55.75ha）、旭上街第二分区（20.77ha） 削除：初月分区（3.17ha）、鴨田分区（3.48ha）、朝倉分区（18.66ha）、大津介良高須処理分区（5.49ha）、下知北分区（14.01ha）ΣA=121.33ha
4-5 流量計算	〃
4-6 雨水管きょ計画との調整	
4-7 区画割平面図作成	拡大：三里分区（55.75ha）、旭上街第二分区（20.77ha） 削除：初月分区（3.17ha）、鴨田分区（3.48ha）、朝倉分区（18.66ha）、大津介良高須処理分区（5.49ha）、下知北分区（14.01ha）ΣA=121.33ha
4-8 幹線管きょ縦断面図作成	三里分区（55.75ha）、旭上街第二分区（20.77ha）ΣA=76.52ha
4-9 幹線管きょの施設平面図作成（拡大区域）	〃
4-10 幹線管きょの施設平面図作成（既存区域）：別途業務	
4-11 幹線管きょの流量計算表作成	〃
4-12 下水道計画一般図作成	拡大：三里分区（55.75ha）、旭上街第二分区（20.77ha） 削除：初月分区（3.17ha）、鴨田分区（3.48ha）、朝倉分区（18.66ha）、大津介良高須処理分区（5.49ha）、下知北分区（14.01ha）ΣA=121.33ha
4-13 特殊構造物の構造図作成（別途業務）	
4-14 関連管理者協議用図書作成	
4-15 概算事業費の算出	
4-16 まとめと照査	拡大：三里分区（55.75ha）、旭上街第二分区（20.77ha） 削除：初月分区（3.17ha）、鴨田分区（3.48ha）、朝倉分区（18.66ha）、大津介良高須処理分区（5.49ha）、下知北分区（14.01ha）ΣA=121.33ha
小計	
5. 雨水管きょ計画	
5-1 測量（別途計上）	
5-2 施設設計の基本方針	
5-3 既設水路の流下能力検討	
5-4 枝線ルートの選定	
5-5 区画割及び面積測定	
5-6 流量計算	
5-7 区画割平面図作成	
5-8 幹線管きょ縦断面図作成	
5-9 幹線管きょの施設平面図作成	
5-10 幹線管きょの流量計算表作成	
5-11 下水道計画一般図作成	
5-12 特殊構造物の構造図作成（別途業務）	
5-13 計画降雨浸水防止区域図作成（別途業務）	流域関連公共下水道及び単独公共下水道（瀬戸処理区）
5-14 関連管理者協議用図書作成	
5-15 雨水流出抑制対策の検討（別途業務）	
5-16 概算事業費の算出	
5-17 まとめと照査	
小計	
6. 汚水ポンプ場計画	
6-1 基本方針	
6-2-1 年度別流入水量の検討	流域関連公共下水道の事業期間の延伸に伴うもの。
6-2-2 年度別流入水量の検討	単独公共下水道（瀬戸処理区）の事業期間の延伸に伴うもの。
6-3 維持管理方式の検討	
6-4-1 容量、水理計算	流域関連公共下水道の事業期間の延伸に伴うもの。
6-4-2 容量、水理計算	単独公共下水道（瀬戸処理区）の事業期間の延伸に伴うもの。
6-5 施設計画	
6-6 配置計画	
6-7 各種図面作成	
6-8 概算事業費の算出	
6-9 まとめと照査	
小計	
7. 雨水ポンプ場計画	
7-1 基本方針	
7-2 維持管理方式の検討	
7-3 容量、水理計算	
7-4 施設計画	
7-5 配置計画	
7-6 各種図面作成	
7-7 概算事業費の算出	
7-8 まとめと照査	
小計	
8. 終末処理場計画	
8-1 基本方針	
8-2-1 年度別流入水量の検討	流域関連公共下水道の区域拡大・削除及び事業期間の延伸に伴うもの。 （上街汚水中継ポンプ場、朝野ポンプ場、江戸ロポンプ場、下知ポンプ場、五台山ポンプ場）
8-2-2 年度別流入水量の検討	単独公共下水道（瀬戸処理区）の事業期間の延伸に伴うもの。 （藤総合ポンプ場）
8-3 水処理及び汚泥処理方式の検討	
8-4 維持管理方式の検討	
8-5-1 容量、水理計算	流域関連公共下水道の区域拡大・削除及び事業期間の延伸に伴うもの。 （上街汚水中継ポンプ場、朝野ポンプ場、江戸ロポンプ場、下知ポンプ場、五台山ポンプ場）
8-5-2 容量、水理計算	単独公共下水道（瀬戸処理区）の事業期間の延伸に伴うもの。 （藤総合ポンプ場）
8-6 施設計画	
8-7 配置計画	
8-8 各種図面作成	
8-9 概算事業費の算出	
8-10 まとめと照査	
小計	
9. 下水処理による水質向上の見通し	
9-1 放流先水域の状況	
9-2-1 下水処理による水質向上の見通し	流域関連公共下水道の区域拡大・削除及び事業期間の延伸に伴うもの。
9-2-2 下水処理による水質向上の見通し	単独公共下水道（瀬戸処理区）の事業期間の延伸に伴うもの。
9-3 まとめと照査	
小計	
10. 財政計画の策定	
10-1 年度別整備計画	
10-2 年度別事業費の算出	
10-3 財源計画	
10-4 下水道使用料等の見通し	
10-5 まとめと照査	
小計	
11. 主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針	
11-1 施設の設置に関する方針	
11-2 施設の機能の維持に関する方針	
11-3 長期的な事業の見通し（別途業務）	
11-4 まとめと照査	
小計	
12. 提出図書の作成	
12-1 事業計画書	流域関連公共下水道及び単独公共下水道（瀬戸処理区）
12-2 事業計画説明書	〃
12-3 提出図面まとめ	〃
12-4 その他参考図書まとめ	〃
12-5 まとめと照査	
小計	
13. 環境省提出図書	
小計	
14. 設計協議	
14-1 設計協議（初回）	都市計画法事業認可申請図書作成に係る設計協議含む
14-2 設計協議（中間3回あたり）	〃
14-3 設計協議（最終）	〃
小計	
合計	

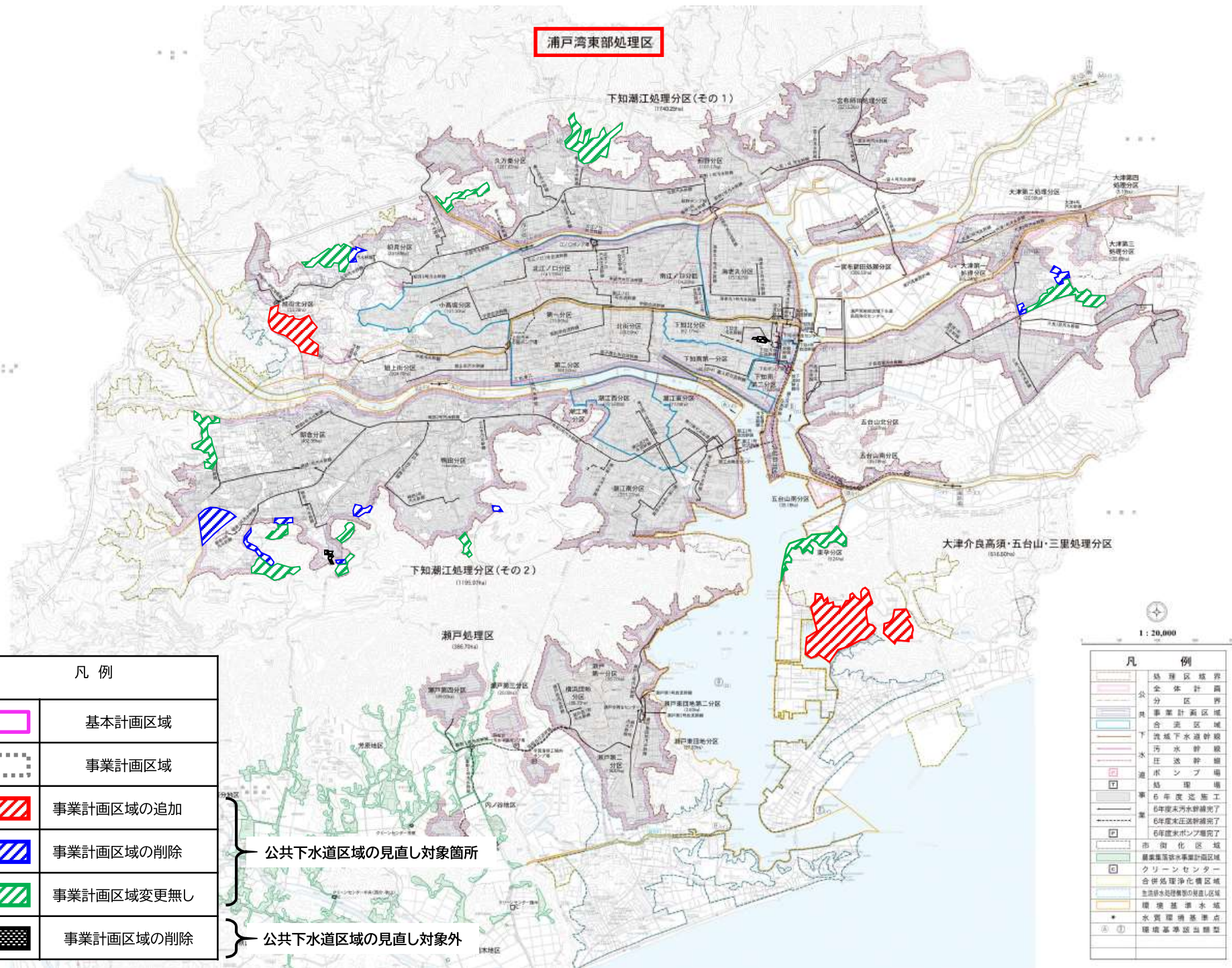
■公共下水道区域の見直し

作 業 項 目	備 考
15. 公共下水道区域の見直し	三里分区（55.75ha）、牟婁分区（9.24ha）、旭上街第二分区（20.77ha）、久万薬分区（30.83ha）、初月分区（12.95ha）、鴨田分区（13.50ha）、朝倉分区（46.15ha）、大津第四処理分区（3.14ha）、大津介良高須処理分区（24.17ha）、下知北分区（14.01ha）ΣA=230.51ha
小計	
合計	

■都市計画法事業認可申請図書作成

作 業 項 目	備 考
1. 計画図	
2. 申請書	
3. 参考図書	
4. まとめと照査	
合計	

浦戸湾東部処理区



凡 例

	基本計画区域
	事業計画区域
	事業計画区域の追加
	事業計画区域の削除
	事業計画区域変更無し
	事業計画区域の削除

公共下水道区域の見直し対象箇所

公共下水道区域の見直し対象外

凡 例

	処理区域界
	全体計画
	分 区 界
	事業計画区域
	合 流 区 域
	流域下水道幹線
	汚 水 幹 線
	庄 送 幹 線
	道 市 ン プ 場
	結 集 場
	6年度迄完工
	6年度末汚水幹線完了
	6年度末庄送幹線完了
	6年度末ポンプ場完了
	市 街 化 区 域
	農業集落排水事業計画区域
	クリーンセンター
	合併処理浄化槽区域
	生活排水処理施設の設置し区域
	環境基準水域
	水質環境基準点
	環境基準該当類型